

平成30年9月定例会

# 和歌山県議会議案

## 平成30年度和歌山県一般会計補正予算

平成30年度和歌山県の一般会計補正予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算の補正)

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ5,219,377千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ559,315,067千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算の補正」による。

(繰越明許費の補正)

第2条 地方自治法(昭和22年法律第67号)第213条第1項の規定により、翌年度に繰り越して使用することができる経費は、「第2表 繰越明許費」による。

(債務負担行為の補正)

第3条 債務負担行為の追加及び変更は、「第3表 債務負担行為の補正」による。

(地方債の補正)

第4条 地方債の変更は、「第4表 地方債の補正」による。

平成30年9月11日提出

和歌山県知事 仁坂吉伸

第1表 歳入歳出予算の補正 (歳入)

款	項	補正前の額	補正額	計
5 地方交付税		千円 165,403,411	千円 408,055	千円 165,811,466
	1 地方交付税	165,403,411	408,055	165,811,466
7 分担金及び負担金		4,290,020	35,339	4,325,359
	2 負担金	1,233,452	35,339	1,268,791
9 国庫支出金		71,023,867	2,441,558	73,465,425
	1 国庫負担金	35,496,560	595,846	36,092,406
	2 国庫補助金	34,677,929	1,828,854	36,506,783
	3 委託金	849,378	16,858	866,236
12 繰入金		8,466,004	9,225	8,475,229
	2 基金繰入金	7,847,153	9,225	7,856,378
15 県債		69,891,400	2,325,200	72,216,600
	1 県債	69,891,400	2,325,200	72,216,600
<b>歳入合計</b>		<b>554,095,690</b>	<b>5,219,377</b>	<b>559,315,067</b>

(歳 出)				
款	項	補正前の額	補正額	計
2 総務費		千円 26,859,279	千円 6,662	千円 26,865,941
	7 統計調査費	335,315	6,662	341,977
4 衛生費		12,391,302	38,915	12,430,217
	1 公衆衛生費	3,942,427	3,856	3,946,283
	2 環境衛生費	1,516,411	35,059	1,551,470
5 労働費		1,643,220	14,373	1,657,593
	1 労政費	555,195	14,373	569,568
6 農林水産業費		27,593,226	359,366	27,952,592
	1 農業費	6,385,056	320,659	6,705,715
	3 農地費	9,199,182	38,707	9,237,889
7 商工費		82,111,369	10,196	82,121,565
	2 工鉱業費	3,941,306	10,196	3,951,502
8 土木費		75,457,732	4,761,339	80,219,071
	2 道路橋りょう費	37,731,961	3,472,101	41,204,062
	3 河川海岸費	16,626,172	373,256	16,999,428
	4 港湾費	5,898,366	871,382	6,769,748
	5 都市計画費	6,800,784	44,600	6,845,384
11 災害復旧費		8,452,801	28,526	8,481,327
	1 農林水産施設災害復旧費	1,737,921	28,526	1,766,447
<b>歳 出 合 計</b>		<b>554,095,690</b>	<b>5,219,377</b>	<b>559,315,067</b>

第2表 繰越明許費			
款	項	事業名	金額
8 土 木 費			251,475 <sup>千円</sup>
	4 港 湾 費		251,475
		空 港 整 備	251,475
<b>合 計</b>			251,475

第3表 債務負担行為の補正

1 追 加

事 項	期 間	限 度 額
1 平成30年度文化振興事業委託	自 平成30年度 至 平成33年度 (4年)	千円 206,384
2 平成30年度梅本川砂防	平成31年度 (1年)	60,000
3 平成30年度海老谷地区砂防	平成31年度 (1年)	20,000
4 平成30年度奥佐々地区砂防	平成31年度 (1年)	20,000
5 平成30年度国際便受入機能強化	平成31年度 (1年)	38,302
6 平成30年度県営農業用施設災害復旧(紀の川市西脇地区)工事	平成31年度 (1年)	370,000

2 変 更

事 項	補 正 前		補 正 後	
	期 間	限 度 額	期 間	限 度 額
1 平成30年度紀中圏域砂防	平成31年度(1年)	20,000 <sup>千円</sup>	平成31年度(1年)	50,000 <sup>千円</sup>

第4表 地方債の補正

1 変更

起債の目的	補正前			
	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
公共港湾事業	千円 1,835,600	(1)借入先 政府、銀行 又はその他  (2)借入時期 平成30年度 ただし、事業 その他の都合 により起債額 の全部又は一 部を後年度へ 繰越して起債 することができる。  (3)借入方法 普通貸借又 は債券発行	% 5.0以内 (ただし、利 率見直し方式 で借り入れる 公的資金につ いて利率の見 直しを行った 後においては、 当該見直し後 の利率)	公的資金につ いては、その融通条 件により、銀行そ 他の場合にはそ の債権者と協定す るものとする。 ただし、県財政 の都合により、年 限変更、繰上償還 又は低利借換えす ることができる。
公共災害関連事業	4,007,500	以下同上	以下同上	以下同上
公共都市計画事業	1,062,000			
公共道路事業	12,850,800			
公共空港事業	67,300			
災害緊急がけ崩れ 対策	1,900			



補 正 後			
限 度 額	起 債 の 方 法	利 率	償 還 の 方 法
千円 2,170,500	<p>(1)借入先 政府、銀行又はその他</p> <p>(2)借入時期 平成30年度 ただし、事業その他の都合により起債額の全部又は一部を後年度へ繰越して起債することができる。</p> <p>(3)借入方法 普通貸借又は債券発行</p>	<p>% 5.0以内 (ただし、利率見直し方式で借り入れる公的資金について利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率)</p>	<p>公的資金については、その融通条件により、銀行その他の場合にはその債権者と協定するものとする。</p> <p>ただし、県財政の都合により、年限変更、繰上償還又は低利借換えすることができる。</p>
4,057,000	以下同上	以下同上	以下同上
1,083,500			
14,550,200			
150,200			
28,000			

起債の目的	補 正 前			
	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
合併特例事業	千円 644,900	(1)借入先 政府、銀行 又はその他  (2)借入時期 平成30年度 ただし、事業 その他の都合 により起債額 の全部又は一 部を後年度へ 繰越して起債 することができる。  (3)借入方法 普通貸借又 は債券発行	% 5.0以内 (ただし、利 率見直し方式 で借り入れる 公的資金につ いて利率の見 直しを行った 後においては、 当該見直し後 の利率)	公的資金につ いては、その融通条 件により、銀行そ 他の場合にはそ の債権者と協定す るものとする。 ただし、県財政 の都合により、年 限変更、繰上償還 又は低利借換えす ることができる。
防災対策事業	386,100	以下同上	以下同上	以下同上

補 正 後			
限 度 額	起 債 の 方 法	利 率	償 還 の 方 法
千円 645,300	(1)借 入 先 政府、銀行又 はその他  (2)借入時期 平成30年度 ただし、事業そ 他の都合によ り起債額の全部 又は一部を後年 度へ繰越して起 債することができる。	% 5.0以内 (ただし、利 率見直し方式 で借り入れる 公的資金につ いて利率の見 直しを行った 後においては、 当該見直し後 の利率)	公的資金については、 その融通条件により、銀 行その他の場合にはその 債権者と協定するものと する。 ただし、県財政の都合 により、年限変更、繰上 償還又は低利借換えする ことができる。
496,600	以下同上	以下同上	以下同上

平成30年度和歌山県土地造成事業会計補正予算

第1条 平成30年度和歌山県土地造成事業会計予算（以下「予算」という。）の補正予算は、次に定めるところによる。

第2条 予算第2条に定めた業務の予定量を、次のとおり改める。

（項 目）	（補 正 前）	（補 正 後）
(1) 土地売却面積	10,000㎡	29,306㎡

第3条 予算第3条に定めた収益的収入及び支出の予定額を、次のとおり補正する。

（科 目）	（既決予定額）	（補正予定額）	（計）
	収	入	
第1款 土地造成事業収益	522,852千円	374,383千円	897,235千円
第1項 営業収益	341,148千円	374,383千円	715,531千円
	支	出	
第1款 土地造成事業費用	287,796千円	390,596千円	678,392千円
第1項 営業費用	274,412千円	390,596千円	665,008千円

第4条 予算第9条として次の事項を追加する。

（重要な資産の処分）

重要な資産の処分は、次のとおりとする。

	種 類	名 称	数 量	処分の態様
1 処分する資産	土 地	雑賀崎工業団地	22,300㎡	売 却

平成30年9月11日提出

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸